

令和8年度 坂井市による障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年8月策定

1 目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」の本旨を達成するため、障がい者就労施設等からの物品等調達の一層の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品及び役務とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

物品	品目	例
	小物雑貨等（せっけん・ポチ袋・はがき・カレンダー等）	イベント用景品、記念品等
	日用品（軍手・ふきん等）	作業用
	食料品（果物・パン・ピザ・せんべい・弁当等）	会議用弁当、給食用食材、土産等

役務	品目	例
	軽作業（清掃・環境整備等）	施設清掃、草取り等
	内職（袋詰め・シール貼り等）	郵送物封詰め、菓子袋詰め、シール貼り等
	クリーニング	はっぴ、ハチマキ等のクリーニング
	印刷（Tシャツ、エコバック等 プリント）	イベント用Tシャツ

5 調達推進方法

- (1) 全庁的に障害者優先調達推進法及び本方針を周知するとともに、障がい者就労施設等の提供可能な物品等について情報提供を行う。
- (2) 地方公共団体における障がい者就労施設等からの物品等の調達については随意契約によることができることが定められていることから、随意契約方式を積極的に活用しながら調達する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等の発注については、内容に応じて共同受注窓口（※）を活用しながら調達を行う。

※共同受注窓口

受注内容を、対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行っており、一施設では請け負うことのできない大口の仕事を共同受注するなど、受注の機会を広げる機能を持つ。

「社会福祉法人 福井県セルフ振興センター」

住 所：福井県福井市光陽2丁目3-22 社会福祉センター内1F

電話番号：0776-29-2234

6 調達の目標

前年度の実績を超える金額を目標とする。

7 公表

本方針及び調達実績は本市ホームページ等を通じて公表する。